

千漁調委第117号  
令和7年2月13日

遊漁関係団体代表者 様  
マリーナ管理者 様

千葉海区漁業調整委員会  
会長 石井 春人  
(公印省略)

一都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号について（通知）

このことについて、別添のとおり発出されましたので、関係者への周知に御協力くださるようお願いいたします。

なお、当該委員会指示による禁止区域の基点については、従前の東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」の突角からの角度と距離による表記から緯度経度表記に変更されたことを申し添えます。

# 千葉県報

定例  
令和7年2月12日

## 主要目次

- 救急病院の認定
- 救急病院の申出の撤回
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(六件)
- 土地改良区役員の退任及び就任
- その他

一部二県連合海区漁業調整委員会指示第十七号

## 告示

### 千葉県告示第五十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があつた次の病院を救急病院と認定した。  
令和七年二月十二日

名称	所在地	認定の有効期限
医療法人徳洲会 野田総合病院	野田市横内二九番一	令和十年一月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第五十七号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する救急業務に協力する旨の申出の撤回があつた。  
令和七年二月十二日

名称	所在地
医療法人社団吉春会 小張総合病院	野田市横内二九番一

千葉県知事 熊谷 俊人

## 公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があつた。

その届出は、令和七年二月十二日から六月十二日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月十二日から六月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クリエイトS・D北柏店  
柏市根戸字高野台四六七番一〇三
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦  
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三
- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦
- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三ほか
- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦ほか
- 7 変更年月日  
令和五年九月一日

### 二 届出年月日

令和五年十二月二十一日

### 三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があつた。

その届出は、令和七年二月十二日から六月十二日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月十二日から六月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月十二日から六月十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和七年二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クリエイトS・D千葉一宮店  
長生郡一宮町東浪見字塩田五、一八四番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦  
神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二
- 3 変更前の大規模小売店舗の名称  
(仮称)クリエイトS・D千葉一宮店
- 4 変更後の大規模小売店舗の名称  
クリエイトS・D千葉一宮店
- 5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三
- 6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦
- 7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三
- 8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦
- 9 変更年月日  
令和五年九月一日

二 届出年月日  
令和五年十二月二十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び長生郡一宮町産業観光課

土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、市原市米沢安久谷土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があった。  
令和七年二月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

- 市原市米沢二七五番地
- 〃 〃 四四七番地
- 〃 〃 安久谷二八四番地
- 〃 〃 米沢二八七番地
- 〃 〃 三一一番地

二 退任監事

- 市原市安久谷二九〇番地
- 〃 〃 江子田四〇二番地三

三 就任理事

- 市原市米沢四四七番地
- 〃 〃 安久谷二八四番地
- 〃 〃 米沢二八七番地
- 〃 〃 三一一番地
- 〃 〃 安久谷二九〇番地

四 就任監事

- 市原市江子田四〇二番地三
- 〃 〃 米沢七一二番地一五

その他

一都二県連合海区漁業調整委員会指示第十七号  
東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十條第一項の規定により、次のとおり指示する。  
令和七年二月十二日

一都二県連合海区漁業調整委員会会長 石井 春人

(水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止)

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(以下「区域」という。)において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内(船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。)をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

- ア 北緯三五度二七分四三・二秒、東経一三九度五二分五五・九秒の点
- イ 北緯三五度二七分三〇・七秒、東経一三九度五二分四三・二秒の点
- ウ 北緯三五度二七分五四・五秒、東経一三九度五二分〇八・〇秒の点
- エ 北緯三五度二八分〇七・二秒、東経一三九度五二分二〇・九秒の点

二 (指示の有効期間)  
この指示の有効期間は、令和七年三月一日から令和九年二月二十八日までとする。

## 木更津人工島「海ほたる」周辺海域は禁漁区となっています

木更津人工島「海ほたる」の周囲は穏やかな斜面となっているため、魚類の産卵や稚魚の成育に適しています。そこで、水産動植物の繁殖保護を図るため、木更津人工島「海ほたる」の周辺海域を禁漁区としました。ここでは、漁業・遊漁とも、すべての水産動植物の採捕が禁止です。また、この禁漁区への遊漁の案内（船舶により乗客を案内して水産動植物を採捕させること）も禁止です。

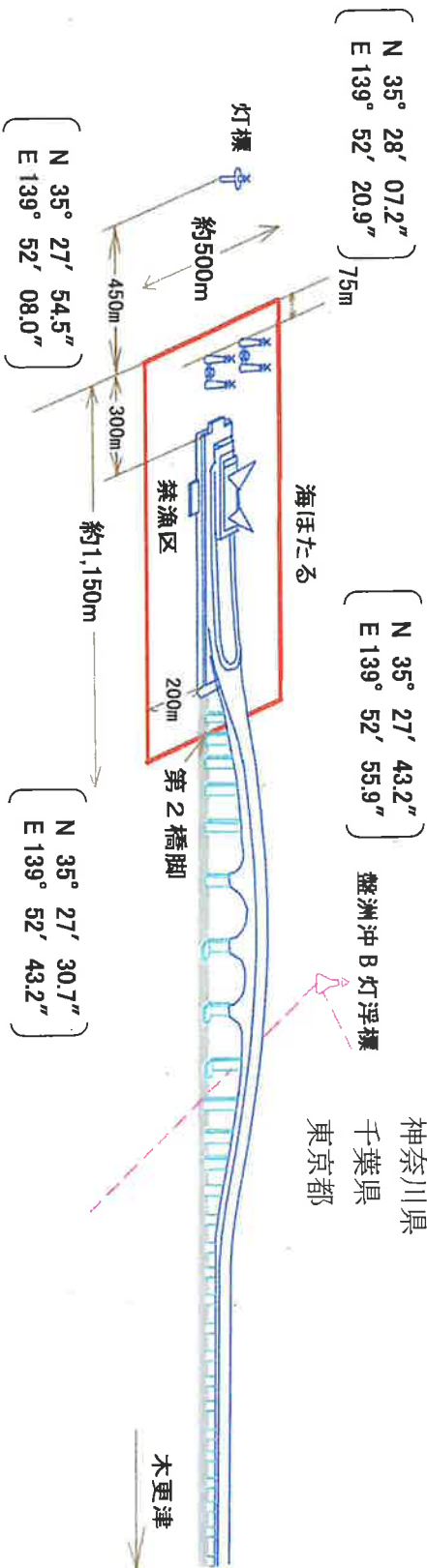
令和7年3月1日

一都二県連合海区漁業調整委員会

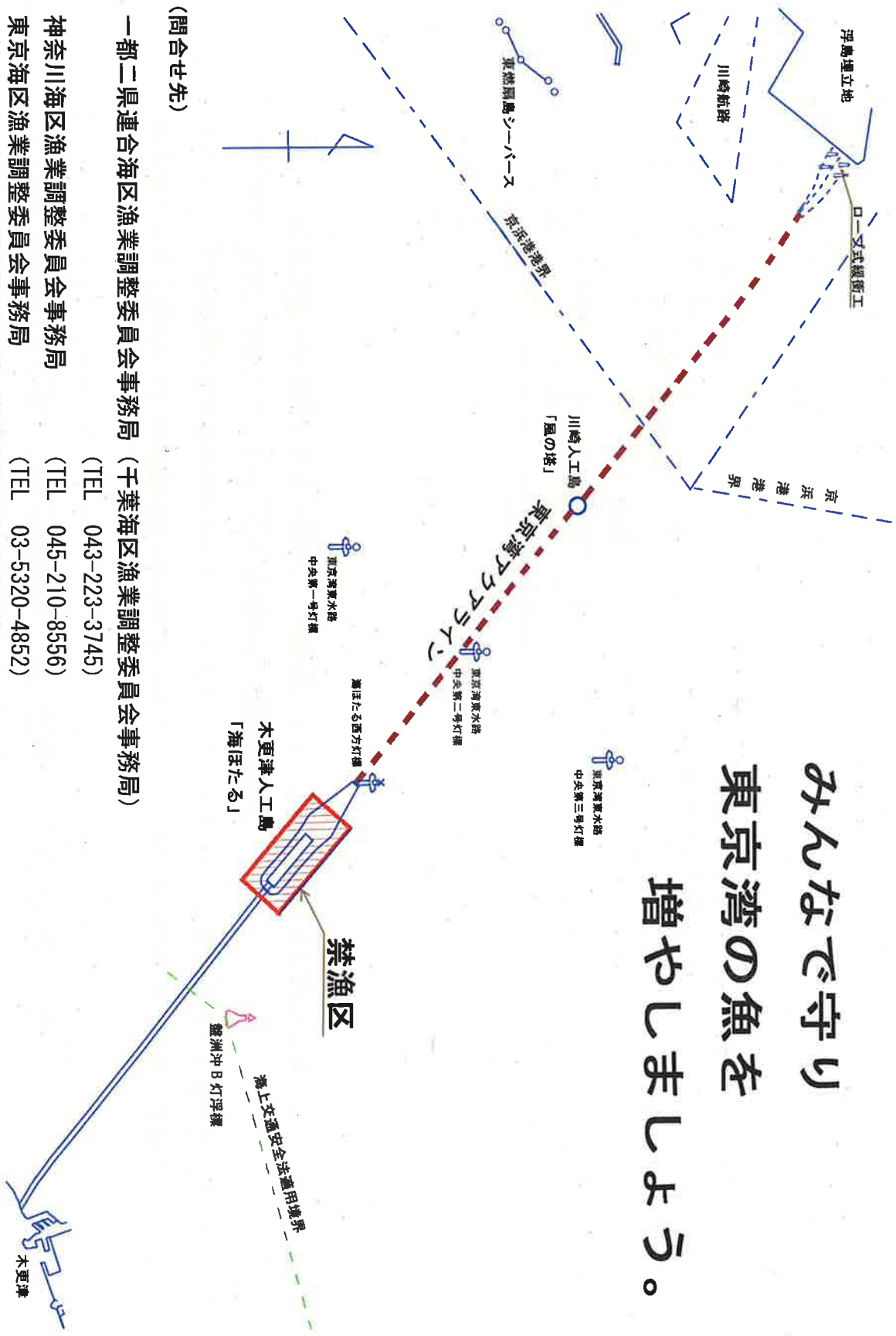
神奈川県

千葉県

東京都



# みんなで守り 東京湾の魚を 増やしましょう。



(問合せ先)

一都二県連合海区漁業調整委員会事務局 (千葉海区漁業調整委員会事務局)

(TEL 043-223-3745)

神奈川県漁業調整委員会事務局

(TEL 045-210-8556)

東京海区漁業調整委員会事務局

(TEL 03-5320-4852)

※この禁漁区は、一都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号により設定されたものです。